

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人常翔学園
②設置大学名称	摂南大学
③担当部署	内部監査室
④問合せ先	Kansa@josho.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 6 月 23 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 10 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

2026 年 5 月 1 日を点検基準日としています。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学では「建学の精神」のほか、建学の精神に依拠した「教育の理念」と「教育の目的」を定め、大学のホームページなどで広くステークホルダーに対して明示している。 建学の精神を踏まえ、入学生に対して「自校教育」を実施している。デジタルパンフレットを制作し、入学生にオンライン上で提供することにより建学の精神や教育目的等について明示している。 さらに学園の大宮校地（大阪市）に学園建学の精神と設置各学校の教育・研究活動を伝える施設として「常翔歴史館」を開設した。常設展示室を設け、学園建学に至る背景から社会に有為な人材育成に向けた事業活動を映像や展示物により紹介している。 〔関連サイト URL〕 https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/ https://www.josho.ac.jp/ayumi/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	毎年、学長方針（基本方針、主要課題、主要課題に対する具体的な施策・指標を中心に構成）および教育に関する方針（授業方法、教育体制、教員への具体的な依頼事項を中心に構成）を在学生に示しており、これらの方針を教育活動において達成することで三つのポリシーを実質化させるとともに教育の質の向上に努めている。 〔関連サイト URL〕 https://www.setsunan.ac.jp/faculty/teaching/policy/ https://www.setsunan.ac.jp/faculty/teaching/policy/gakushikatei/ https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/policy/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	建学の精神等の基本理念に沿い、学長の方針・意思の伝達を行うため、大学組織を見直し、大学・大学院運営会議の他、学長戦略会議を設置。教育推進会議・研究推進会議を含めトップ・マネジメント体制を強化している。 学長補佐体制については、寝屋川キャンパス担当、枚方キャンパス担当副学長 2 名、学長補佐 1 名を配置し、各キャンパス運営を実施している。 学部長（研究科長）は、大学・大学院運営会議に参加し、学長方針および意向を各学部構成員に共有し、責任をもって、教育目的を達成するための管理運営を継続し、実施している。 大学・大学院運営会議にて審議・報告された議案等については、各学部の教授会にて情報共有し、教学運営を円滑に進めている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	学長方針の実現・実質化のために実施している学長戦略会議において「大学改革のためのアクションプラン」および「大学改革重点課題」が策定され、大学・大学院運営会議を通じて全教職員に共有されている。共有された本学が抱える課題について、解決・改善に向けた取組みが PDCA サイクルとして実行する体制を継続し実施している。 全学的な教学事項を審議する全学教務委員会や教育推進戦略などを協議する教育推進会議の構成員には、事務職員もメンバーとなり、組織的な協働体制を確保している。

	学生の修学指導は主に教員が役割を担っているものの、学籍異動を伴う対応が必要になった場合は、事務職員も学生との修学指導面談に参画し、教員と事務職員が連携を取って、学生の修学計画の支援にあたっている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	摂南大学 FD 推進委員会において、年間の活動計画を策定した上で、「学生による授業アンケート」「全学 FD 研修」「全学 FD セミナー」「三大学連携 FD フォーラム」等を実施し、教員個々の授業改善や学部・大学院における組織的な FD 活動を推進している。 FD 推進組織として摂南大学 FD 推進委員会を設置し、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、恒常的に検討を行い、教育改善に対する組織的取組みを進めている。 SD については、教員・事務職員向けの研修会を実施して資質向上を図っている。SD に資する外部研修プログラム等の情報を積極的に収集し、有用なものがあつた場合には広く学内に周知している。事務職員は、人事制度に沿った階層別研修を軸にした年次計画を定め、業務・役割・資質を向上させるための研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園全体の 15 か年にわたる長期ビジョンを策定しているほか、長期ビジョンを達成するため 5 か年の中期目標・計画を策定している。中期目標・計画は担当部局や数値目標やその設定根拠を明記し、実現可能性や具体性を持たせている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期目標・計画は毎年度末に達成度評価・報告を行い、学園内の事業策定会議での報告を行ったのちに、全教職員が閲覧できる教職員用ポータルサイトで情報を公開、適切な法人運営・大学運営に努めている。 中期目標・計画は日本高等教育評価機構（JIHEE）の大学評価基準を顧慮のうえ、単年度ごとの具体的な施策を実行しつつ、毎年度達成状況の把握や社会の変化に対応した追加施策を検討し実行している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」という建学の精神に基づいて人材育成を行い、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。 〔関連サイト URL〕 https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/spirit/ https://www.setsunan.ac.jp/about/introduction/philosophy/
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	学舎建設時には、高効率の設備の導入、消費電力を抑えた機器の選定、断熱建材を採用しての空調負荷の低減など省エネルギーにより環境に配慮した取組みを行っている。また、摂南大学環境方針に基づく環境負荷の低減にかかる全学的な取組み、省エネルギー推進委員会に

	よるエネルギー使用量適正化のための点検および構成員への啓発活動を実施している。 地方自治体に対して、地域課題の解決に向けた調査・分析の考え方や手法に関する助言を行い、将来予測、戦略立案、施策提案を支援することで、地域連携および産官学連携の結節点としての機能を担っている。 産業界に対しては、教員の学術的・専門的知見を活用し、委託研究、共同研究、学術指導等を通じた連携を推進している。 〔関連サイト URL〕 https://www.setsunan.ac.jp/about/activity/smart-campus/
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	人権侵害の防止相談窓口、障がい学生修学支援に関する取り組みを大学ホームページで公表し、多様な背景を持つ学生を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。 教員に関して、多様な人材の活動を多角的かつ適切に評価するため、教員活動評価制度を設けている。当該制度は担当委員会により随時見直しを行い、継続的に改善を図っている。 事務系職員の役職者の女性割合を高めることなどを記載した「学校法人常翔学園行動計画」に基づき、意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり、仕事と生活の両立支援等の取り組みを推進し、大阪府男女いきいきプラスの認証を受けている。 〔関連サイト URL〕 https://www.setsunan.ac.jp/campus-life/campus-life/human-rights/ https://www.setsunan.ac.jp/about/activity/ds_policy/
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	基準日時点において、女性の役員は不在である。役員等への女性の登用により、多様性・創造性・信頼性等の向上が期待され、意思決定の質の向上にも寄与することが考えられるため、今後は積極的な女性登用を検討したい。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない旨を寄附行為に定めており、その通りに実行している。 また、理事の選考から選任までの手続きは理事選任機関が行い、同機関の構成や取扱い事項は、寄附行為および役員選考手続規定に定めている。なお、同機関が選考した理事候補者は、あらかじめ理事会および評議員会の意見聴取を行うなど、より選任過程の透明性を確保している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/introduction/file/donation.pdf
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会	理事会および理事の職務ならびに理事会の運営については寄附行為に定めており、その通りに実行している。寄附行為において、理事長・

との協働体制の確立	代表業務執行理事・業務執行理事の職務を明記し、さらに理事は、法人、総務、財務、施設、労務等、必要に応じて職務分担を定めている。また、理事会での議決時には挙手により意思表示を行い、より責任の明確化に努めている。 評議員会の決議および意見聴取事項については寄附行為に定めており、その通りに実行している。理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、相互の決議が異なる場合における理事会および評議員会の協議については寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席および説明責任についても寄附行為に明記し、運営の透明性を確保している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/introduction/file/donation.pdf
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	定期的に理事会において財務状況、学生生徒募集状況等に関する研修の機会を設けており、学園設置学校の近況等も随時報告・情報共有している。また、新学部開設時や新棟竣工時には、見学会等の開催も行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事および会計監査人の選任については寄附行為に定めており、その通りに実行している。監事は評議員会の決議によって選任され、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する旨を寄附行為に定めている。また、会計監査人は、選任にかかる評議員会への議案の内容決定を監事の過半数合意により行う旨を寄附行為に定め、評議員会で議決する前に理事会でも審議を行う等、より選任過程の透明性を確保している。任期は 1 年とし、定時評議員会で別段の議決がなければ再任されたものとする。（議決がされない場合においても、再任については監事の過半数の合意を得る） 会計監査人選任に係る議案の決定にあたっては、選任基準を定め、候補者である監査法人の概要等が記載された資料や監査報酬の見積書等について、基準項目に照らし合わせたうえで判断している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/introduction/file/donation.pdf
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査室とは概ね月 1 回の情報共有・意見交換会を開催し、会計監査人とは、年 4 回、監査計画、監査状況の経過そして監査結果の報告・共有、意見交換を行うなど、三様監査体制を堅持し、監査機能の充実を図っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	内部統制システムに関する基本方針に基づき、理事会・評議員会、法人本部や各学校の重要会議に係る資料の閲覧・質疑を行っているほか、会議に出席・モニタリングを行い、リスクマネジメントを実践する体制を敷いている。 また、各種セミナーへの参加（オンライン）や動画視聴により、監査業務に関する知識修得に努めている。このほか、監事間での勉強会を行うなどして監査精度の向上を図っている。 加えて、監事業務をサポートする監事室からも文部科学省や他大学等の情報（近況等）を WEB から入手・提供し、共有している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数は寄附行為に基づき、本法人の職員（8 人）、本法人の設置学校の卒業者（8 人）およびこの法人に関係ある者または学識経験者（8 人）の合計 24 人である。評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行う旨を寄附行為に定めており、その通りに実行している。 また、評議員の選考から選任までの手続きは評議員選任委員会が行い、同委員会の構成や取扱い事項は、寄附行為および評議員選考手続規定に定めている。なお、同委員会が選考した評議員候補者は、理事会および評議員会の意見聴取を行うなど、より選任過程の透明性を確保している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/introduction/file/officer20260401.pdf https://www.josho.ac.jp/introduction/file/donation.pdf
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会および評議員の職務ならびに評議員会の運営については寄附行為に定めており、その通りに実行している。評議員会での議決および意見聴取時には、議長から全評議員に対して意見を求め、より責任の明確化に努めている。 評議員会の決議および意見聴取事項については寄附行為に定めており、その通りに実行している。理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、相互の決議が異なる場合における理事会および評議員会の協議については寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席および説明責任についても寄附行為に明記し、運営の透明性を確保している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/introduction/file/donation.pdf
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	全評議員に対して評議員会開催 1 か月前に開催案内を、そして 1 週間前には議事日程および資料を発送している。また、評議員会における審議・意見聴取が円滑に進むよう、適宜評議員への情報提供を行っている。 評議員会では、学園設置学校の近況等も随時報告・情報共有している。また、新学部開設時や新棟竣工時には、見学会等の開催も行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	大学の各校地に防火・防災管理委員会を置き、毎年年度当初に消防計画を作成、防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理等について審議する体制を整えて、防災訓練等も実施している。 災害が発生した際の建物ごとの被害を想定し、災害時の行動マニュアルは、毎年見直し、改訂している。当該マニュアルは、全教職員の閲覧に供し、学生に対しては、各自スマートフォン等への「災害時行動マニュアル」のダウンロードを周知し、地震、火災、安否確認、帰宅判断の目安、伝言ダイヤルの使用方法、学内避難の意識付けを行っている。 法人本部では、理事長はじめ役員、課長職以上の者、また各学校では学校長と庶務担当部課長による「緊急連絡網」「緊急体制」を整備し、早期復旧のための体制を構築している。

実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	新任教員対象のオリエンテーションにおいて、学園が発行するコンプライアンスカードを配付し、法令および学園行動規範の遵守を意識づけている。また、すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則および諸規定を遵守するよう、学内共有サイトでの周知等組織的に取り組んでいる。 渉外室が学内窓口を担当し、併せて外部窓口を法律事務所に設置して公益通報者保護法に基づく運用を実施している。運用方法はホームページで学内外に公表している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/official/koudoukihan.html https://www.josho.ac.jp/official/kouekitsuuhou.html

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開の対象者、方法、項目等を定め、ホームページ等を通じて公開している。教育・研究に関する情報や財務情報など、法令で定められた項目を公開している。 また、寄附行為に、公開すべき内容、書類、方法等を定め、ホームページで遅滞なく公表している。さらに、財務情報公開規定を制定し、事業報告書も含めて、公開書類を定め、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしている。 〔関連サイト URL〕 https://www.setsunan.ac.jp/about/disclosure/
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	「大学案内」などの受験生向け冊子、設置法人の常翔学園広報誌「FLOW」など、教育研究、学生生活全般にわたる幅広い情報を発信している。法令で定められた情報の公開だけにとどまらず、大学ホームページや SNS を利用し、随時情報発信を行っている。また、学内外に対する各種説明会、懇談会を定期的に開催し、幅広い質問や要望にも迅速かつ丁寧に対応できる体制を整えている。 〔関連サイト URL〕 https://www.d-pam.com/setsunan/2615516/index.html https://www.josho.ac.jp/flow/

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明